

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月11日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第20号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第177条中「常時」を削り、「しなければならない」を「することができる」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。